

令和 3 年

西条市議会第 2 回 3 月定例会提出議案書

(その 4)

西 条 市



目 次

議案第 4 1 号 西条市特別職職員の給与に関する条例の特例に  
関する条例について . . . . . 1



議案第 4 1 号

西条市特別職職員の給与に関する条例の特例に関する条例について

西条市特別職職員の給与に関する条例の特例に関する条例を次のように定める。

令和 3 年 3 月 2 5 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

## 西条市特別職職員の給与に関する条例の特例に関する条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、市長、副市長、教育長及び監査委員の受ける給料の月額についての特例を定めるものとする。

### (給料の額)

第2条 市長の給料の月額は、令和3年4月分から令和4年3月分までに限り、西条市特別職職員の給与に関する条例（平成16年西条市条例第39号）第3条の規定にかかわらず、同条例別表に掲げる給料月額から、100分の15に相当する額を減じた額とする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料の月額については、この限りでない。

2 副市長及び教育長の給料の月額は、令和3年4月分から令和4年3月分までに限り、西条市特別職職員の給与に関する条例第3条の規定にかかわらず、同条例別表に掲げる給料月額から、100分の10に相当する額を減じた額とする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料の月額については、この限りでない。

3 監査委員の給料の月額は、令和3年4月分から令和4年3月分までに限り、西条市特別職職員の給与に関する条例第3条の規定にかかわらず、同条例別表に掲げる給料月額から、100分の5に相当する額を減じた額とする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料の月額については、この限りでない。

### 附 則

#### (施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、同日において市長、副市長、教育長又は監査委員として在職している者について適用する。

#### (この条例の失効)

2 この条例は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

#### 提案理由

今後更に厳しさを増すことが想定される本市の財政状況に鑑み、これまで以上の行財政改革を推し進める姿勢を示すため、市長、副市長、教育長及び監査委員の給料月額を減じることを目的とし、所要の条例を制定しようとするものである。